

公益社団法人大気環境学会役員等の選任に関する規程

平成26年3月20日 改正

(総則)

第1条 本会定款第21条に規定する役員を選任については、定款に定めるほかこの規程による。

(選任の方法)

第2条 役員等選任の方法は、選挙によることを原則とする。ただし会長、副会長、常任理事は、定款の定めるところにより理事会で選任する。

(選挙権者及び被選挙権者)

第3条 理事、監事の選挙を行う年の5月1日現在における正会員は、理事、監事の選挙権及び被選挙権を有する。

(理事、監事の定数)

第4条 理事定数は、理事全員の選挙を行う年の5月1日現在における正会員の現在数によって細則に定める、次の理事全員の選挙を行う年までは変更しないものとする。

2 監事の定数は、定款の定めるところにより2名とする。

(選挙の機構)

第5条 理事、監事の選挙のため中央選挙管理委員会及び支部選挙管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会)

第6条 中央選挙管理委員会は6名、支部選挙管理委員会は3名以上、6名以内の選挙管理委員（以下「委員」という）をもって構成する。

2 中央選挙管理委員会委員は会長、支部選挙管理委員会委員は支部長が正会員のなかから委嘱する。

3 委員は互選によって委員長を選任する。委員長は委員会を代表する。

(委員会の役割)

第7条 委員会は、次の事項を行う。

- ① 選挙の告示に関すること。
- ② 会員の資格に関すること。
- ③ 投票用紙の作成、保管及び交付に関すること。
- ④ 投票の管理、開票及び当選者の決定に関すること。
- ⑤ その他の選挙の事項に関すること。

(選挙の立会)

第8条 会員は、理事、監事選挙の開票に立ち会うことができる。

(理事の選挙)

第9条 理事の選挙は次の方法による。

- 1 支部ごとに定められた理事定数を選挙する。
- 2 選挙は、委員会が選挙及び開票の期日並びに場所を定めて告示し、有権者の投票によって行う。ただし、郵送により投票を行うことができる。
- 3 委員会は開票の結果、得票の多い者から順次当選者を決定する。
- 4 最下位当選に相当する得票が同数の場合は、居住地、専門分野等を考慮して委員長が当選者を決定する。また、次点、次次点までの順位も決定する。
- 5 理事の投票は、各支部とも理事定数の連記とし、理事定数が6名以上の場合は6名の連記とする。
- 6 理事が任期の途中で退任し欠員が生じた場合は、選挙において投票数の多かった順に繰り上げ当選を行うものとする。

(監事の選挙)

第10条 監事2名は、次の地区区分により1人ずつ選出するものとする。

東日本地区 : 北海道・東北支部、関東支部

西日本地区 : 中部支部、近畿支部、中国・四国支部、九州支部

- 2 選挙は、委員会が選挙及び開票の期日並びに場所を定めて告示し、有権者の投票により行う。郵送により投票が行うことができる。
- 3 最高得票者の得票数が同数の場合は、中央選挙管理委員会において抽選のうえ当選者を決定する。

(理事、監事の総会における選任)

第11条 中央選挙管理委員会委員長は、各支部・地域の理事、監事の選出結果を総会に報告し、理事、監事選任の承認を受けるものとする。

第12条 選挙に関する事務及び手続き等の細目については、中央選挙管理委員会において決定する。